

HP

新型コロナウイルスの感染を防ぐために

これからの季節は、気温の低下や積雪などで屋内での窓を閉めた活動が増えるとともに、忘年会シーズンを控え、社会経済活動も活発となります。また、ワクチン接種後に感染する事例（いわゆるブレイクスルー感染）も見受けられることから、引き続き、感染拡大を回避するために、次の感染防止行動の実践をお願いします。

■基本的な感染防止行動

「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」などの感染防止行動を実践しましょう。

■飲食の際は

感染防止対策を徹底している飲食店等を利用し、「短時間で」、「深酒をせず」、「大声を出さず」、「会話の時はマスクを着用する」など感染リスクを回避しましょう。

※ 特に、大人数の飲食の際は、より一層注意しましょう。

■外出の際は

発熱や咳など体調が悪い場合には、外出や旅行を控えましょう。

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

HP

新型コロナワクチン接種について

■12月から、2回目接種を終了した方のうち、原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に追加接種を行います。

対象者には、順次接種券を発送しますので、お手元に届きましたら予約の手続きを行ってください。

■1回目、2回目の接種がお済みでない方にも、引き続き接種できる医療機関をご案内しています。

お問合せ 函館市新型コロナワクチン接種相談センター ☎0120-966-216



HP

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料を減免する制度があります。詳しくは市のHP、決定通知書に同封または記載している案内をご覧ください。

対象世帯

- ▷新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - ▷新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年に比べて3割以上の減少が見込まれる世帯（前年合計所得に一定の上限あり）
- 該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへお問合せください。対象要件を確認した後、申請書を送付します。

※ お電話の際は、保険証と昨年の確定申告書の控えなど収入がわかる書類をお手元にご用意ください。

申請期限 令和4年3月31日(木)

お問合せ ▷国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＝国保年金課減免専用ダイヤル ☎21-3906

▷介護保険料＝介護保険課減免専用ダイヤル ☎21-3977

HP

函館市事業者特別支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等に基づき要請された、外出自粛や往来自粛により大きな影響を受けている事業者に対し、支援金を給付します。

主な対象要件 次の対象業種を市内で営む法人または個人事業者

飲食料品製造業、飲食料品卸売業、小売業（露天商以外の無店舗小売業は除く）、印刷・同関連業、道路旅客運送業（特定旅客運送業は除く）、物品賃貸業（自動車、スポーツ、娯楽、その他）、宿泊業（下宿業等は除く）、飲食サービス業（給食等は除く）、生活関連サービス業、娯楽業、療術業、教育・学習支援業（学習塾、教養・技能教授業等）、一般廃棄物処理業、ビル等建物の清掃業、イベント企画業

給付額 1事業者につき法人20万円、個人事業者10万円

申請期限 12月28日(火)（消印有効）

申請方法 郵送または電子申請

お問合せ 支援金コールセンター ☎87-6800 平日 午前9時半～午後5時半

詳しい内容は、市のHPに掲載または市役所、各支所で配布する募集要項でご確認ください。